

新婚さんの新生活を支援します

玉東町では現在、新婚世帯の新居の住居費・引っ越し費用等の補助を行っています。

対象となる新婚世帯

次の①～⑥の全ての要件を満たす世帯。

- ① 令和6年1月1日から令和7年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された世帯。
【夫婦共に婚姻時における年齢が29歳以下の世帯または、39歳以下の世帯】
- ② 令和5年中の夫婦の所得を合算した金額が500万円未満である世帯。(奨学金の返済を行っている場合、奨学金の年間返済額を世帯所得から控除)
- ③ 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に結婚を機に玉東町内にある新居を新たに購入・貸借した住居に住民票を置く世帯。
- ④ 他に同様な公的制度の補助を受けた人がいない世帯。
- ⑤ 過去にこの制度の補助を受けた人がいない世帯。
- ⑥ 税金の滞納がない世帯。

対象となる経費

[住居費]

家屋の購入費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
リフォーム費用

[引っ越し費用]

引っ越し業者や運送業者への支払い、その他引っ越しに係る費用

補助上限額

(1世帯あたり)

29歳以下 60万円

39歳以下 30万円



申請期限

令和7年3月31日（月）まで



問い合わせ先

玉東町役場 企画財政課 ☎ 85-3188